

平成七年政令第二百五十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令

内閣は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第二項、第七条（同法第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条、第十六条第一項、第十九条、第二十二條第一項及び第二項並びに第二十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（意見聴取の対象から除かれる認定電気通信事業者）

第一条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第二項に規定する政令で定める者は、当該道路の沿道が該当するその業務区域内において電線の設置及び管理を行って電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供する同項に規定する認定電気通信事業者以外の者とする。

（建設負担金の額の算出方法）

第二条 法第七条第一項（法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく負担金（以下「建設負担金」という。）の額は、付録第一の式により算出した電線共同溝の建設又は増設によって支出を免れることとなる金額（当該算出した金額の合計額が電線共同溝の建設又は増設に要する費用の額を超える場合にあっては、当該費用の額に当該合計額に対する当該算出した金額の割合を乗じて得た額）とする。

（建設負担金に係る費用の範囲）

第三条 法第七条第二項（法第八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する電線共同溝の建設又は増設に要する費用の範囲は、電線共同溝の建設又は増設のために直接必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、機械器具費、営繕費、工事雑費並びに事務費とする。

（建設負担金の納付の方法及び期限等）

第四条 電線共同溝の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予定者は、毎年度、道路管理者が電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画に応じて定める額の建設負担金を、道路管理者が定める期限までに納付しなければならない。

2 道路管理者は、電線共同溝の建設又は増設を完了したときは、遅滞なく、前項の規定により電線共同溝の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予定者が納付した建設負担金について精算しなければならない。

（占用負担金の額の算出方法）

第五条 法第十三条第一項の規定に基づく負担金（以下「占用負担金」という。）の額は、付録第二の式により算出した電線共同溝の占用によって支出を免れることとなる金額（その金額が電線共同溝の建設又は増設に要した費用の額から既に負担された建設負担金及び占用負担金の合計額を控除した額を超える場合にあっては、当該控除した額）とする。

（占用負担金の納付の方法及び期限）

第六条 法第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による許可を受けた者は、占用負担金を道路管理者が定める期限までに一括して納付しなければならない。

（電線の構造等の基準）

第七条 電線共同溝に敷設する電線の構造は、漏電、火災等により当該電線共同溝及び当該電線共同溝に敷設される他の電線の構造又は管理に支障を及ぼすことがないものでなければならない。

2 電線共同溝に電線を敷設する場合における敷設の方法は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 敷設に関する工事の実施に当たっては、あらかじめ、当該工事の期間及び概要を道路管理者に届け出ること。
- 二 電線共同溝に敷設されている他の電線の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。
- 三 電線共同溝のマンホール又はハンドホールのふたを開けておくときは、当該箇所にはさくを設け、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけ、その他道路の交通の危険防止のために必要な措置を講ずること。
- 四 敷設に関する工事の時期は、道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

（管理負担金に係る費用）

第八条 法第十九条に規定する政令で定める費用は、電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理のために直接必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、機械器具費、営繕費、工事雑費並びに事務費とする。

（管理負担金の額の算出方法）

第九条 法第十九条の規定に基づく負担金（以下「管理負担金」という。）の額は、前条に規定する費用の額に電線共同溝の建設又は増設に要した費用の額に対する当該電線共同溝を占用する者に係る付録第一の式又は付録第二の式により算出した金額の割合を乗じて得た額（当該乗じて得た額の合計額が同条に規定する費用の額を超える場合にあっては、同条に規定する費用の額に当該乗じて得た額の合計額に対する当該乗じて得た額の割合を乗じて得た額）とする。

2 道路管理者は、前項の規定によることができない場合又は同項の割合によることが著しく公平を欠くと認められる場合には、電線共同溝を占用する者の意見を聴き、別に管理負担金の額を定めることができる。

（都道府県等の負担に係る費用の範囲）

第十条 法第二十二條第一項に規定する電線共同溝の建設（増設を含む。付録第一を除き、以下同じ。）又は改築若しくは災害復旧に要する費用の範囲は、電線共同溝の建設又は改築若しくは災害復旧のために直接必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費並びに機械器具費とする。

（都道府県等の負担額）

第十一条 都道府県又は道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する指定市（以下この条において「都道府県等」という。）が法第二十二條第一項の規定により負担する負担金の額（次項において「都道府県等負担額」という。）は、当該電線共同溝に係る前条に定める建設又は改築若しくは災害復旧に要する費用の額から同項に規定する建設負担金等を除いた額（道路法第五十八条から第六十二条まで又は地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金（以下この項及び第十四条において「収入金」という。）があるときは、当該除いた額から収入金を控除した額。次項において「都道府県等負担基本額」という。）に、法第二十二條第一項に定める都道府県等の負担割合を乗じて得た額とする。

2 国土交通大臣は、指定区間内の一般国道に附属する電線共同溝の建設又は改築若しくは災害復旧を行う場合においては、当該一般国道の所在する都道府県等に対して、都道府県等負担基本額及び都道府県等負担額を通知しなければならない。都道府県等負担基本額又は都道府県等負担額を変更した場合も、同様とする。

3 都道府県等は、前項の通知を受けたときは、国土交通大臣が指定する期日までに、第一項の負担金を国庫に納付しなければならない。（道の区域内の指定区間内の一般国道に係る国の負担割合の特例）

第十二条 法第二十二條第一項ただし書に規定する特別の負担割合は、三分の二とする。

(国の補助に係る費用の範囲)

第十三条 法第二十二條第二項に規定する電線共同溝の建設又は改築に要する費用の範囲は、電線共同溝の建設又は改築のために直接必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費並びに機械器具費とする。

(国の補助額)

第十四条 法第二十二條第二項の規定による国の補助は、当該電線共同溝に係る前条に定める建設又は改築に要する費用の額から同項に規定する建設負担金を除いた額(収入金があるときは、当該除いた額から収入金を控除した額)について行うものとする。

(権限の委任)

第十五条 法及びこの政令に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成七年六月二十二日)から施行する。

(国の貸付金の償還期間等)

第二条 法附則第二条第三項に規定する政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。

2 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る法附則第二条第一項又は第二項の規定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。

3 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

4 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

5 法附則第二条第七項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

附 則 (平成七年一〇月一八日政令第三五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、電気事業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成七年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三一二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年二月八日政令第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二四日政令第五九号)

この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年六月一日政令第二〇三号) 抄

この政令は、施行日(平成十七年十月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日政令第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律附則第二条に規定する国庫債務負担行為が次に掲げる契約に係るものである場合における同条の規定の適用については、同条中「負担、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあり、同条第一号中「負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度に支出すべきものとされた国の負担」及び「負担、平成二十二年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担」とあり、同条第二号中「負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあり、並びに同条第三号中「負担及び平成二十二年以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあるのは、「負担」とする。

一 一般国道の新設、改築及び災害復旧以外の管理を効率的に行うために当該一般国道の管理に係る事務又は事業で相互に関連するものを一括して委託する契約

二 一級河川の管理を効率的に行うために当該一級河川の管理に係る事務又は事業で相互に関連するものを一括して委託する契約

第四条 第三条、第五条、第八条、第十条、第十一条及び第十三条の規定による改正後の次に掲げる政令の規定は、平成二十二年以降の年度の予算に係る国の負担又は補助について適用し、平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成二十二年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

一 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第六条の三

二 土地区画整理法施行令第六十三条第一項

三 共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第七条及び第八条

四 石油コンビナート等災害防止法施行令第三十八条

五 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第十条、第十一条第一項、第十三条及び第十四条

六 独立行政法人水資源機構法施行令第二十二條第二項

付録第一(第二条関係)

付録第一（第二条関係）

$$A = \sum_{i=0}^n ai \frac{1}{(1+r)^i}$$

Aは、電線共同溝の建設又は増設によって支出を免れることとなる金額

aiは、電線共同溝の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予定者が法第四条第一項（法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定によつてした申請に係る電線を当該電線共同溝の建設又は増設が行われる道路の地下に自ら設置する必要がなくなることにより、当該電線共同溝の建設又は増設に係る工事完了予定時期の属する年度以降その占用することができる期間内のi年目の年度において支出を免れることとなる道路の掘削及び埋戻しその他当該電線の設置又は管理に要する費用の額（当該電線を当該電線共同溝に敷設することにより電線共同溝の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予定者ごとに追加的な設備が必要となるときは、これに要する費用の額を控除した額）

nは、当該電線共同溝の耐用年数

rは、国土交通大臣が定める年利率

付録第二(第五条関係)

$$B = \sum_{i=0}^m bi \frac{1}{(1+r)^i}$$

Bは、電線共同溝の占用によって支出を免れることとなる金額

biは、法第十一条第一項の規定による許可又は法第十二条第一項の規定による許可(占用することができる電線共同溝の部分の増加を伴う電線の種類若しくは数量の変更又は電線共同溝を占用することができる期間の延長に係るものに限る。以下同じ。)を受けた者が当該許可に係る電線を当該電線共同溝の存する道路の地下に自ら設置する必要があることにより、当該許可を受けた日の属する年度以降その占用することができる期間内のi年目の年度において支出を免れることとなる道路の掘削及び埋戻しその他当該電線の設置又は管理に要する費用の額(当該電線共同溝を占有することにより当該許可を受けた者ごとに追加的な設備が必要となるときは、これに要する費用の額を控除した額)

mは、法第十一条第一項の規定による許可又は法第十二条第一項の規定による許可を受けた日から当該電線共同溝の耐用年数の期間の末日の属する年度における応当日までの年数

rは、国土交通大臣が定める年利率